

資源ゴミ？可燃ゴミ？

プランターのゆづりつつ

プランター（庭先やベランダに置いて草花や野菜を育てる箱）は、プラスチック容器類として資源ごみの袋へ入れるのか、燃えるごみなのか？

どちらのごみ袋に入れていいのか分からない。花の入れ物だから、資源ごみの袋へ入れたのに、ごみの収集車が置いていってしまっただ。なぜだろう？

皆さんも、このような経験はありませんか。

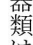
平成12年4月から、分別方法に加わった『プラスチック容器類』。この分別区分は、限りある資源を大切にするために、今まで燃やしていたごみの中から、「資源として再利用できるものは、再利用しよう」という目的で始まりました。

この分別区分ができてから、プラスチック製品は資源ごみの袋に入れるのか、可燃ごみの袋に入れるのか分からなくなってきました。

この難しい分別区分を判

断するには、何がプラスチック容器類か知ることです。

プラスチック容器類には、卵のパックに、シャンプーの入れ物、歯磨き粉のチューブ、洗剤の入れ物：

プラスチック容器類とは、『商品の入っていた入れ物』のことです。必要なのは、中身であって、入れ物だけでは、ごみとなってしまうものことです。（プラスチック容器類は、がついています。）

プランターは、プランターそのものが必要で購入してくるものですから、可燃ごみになります。捨てる時に、そのままの形で捨てると、可燃ごみの袋1つで5個くらいまでしか入りません。可燃ごみは、種類ごとに分ける必要がないので、なるべく小さく壊して、台所のごみなどその他の燃えるごみと一緒に袋へ入れれば、指定ゴミ袋をあまり使わなくて済みます。

捨てる時には、土をよ

入れてください。

最近『生分解性プラスチック』という物が流行しています。これは、原料に石油を使用せず、とうもろこしなどを使用しており、土に埋めても微生物の力で、自然に返ることの出来るプラスチックです。また、このプラスチックは、石油を使わないので、地球の資源も大切にしています。

こんにちは、ごみについて分からないことがあったら、ぼくが、やさしくお答えします。



ゴミコン君

検察審査会って何？

検察審査会の仕事

検察官の起訴・不起訴の決定権限の行使について、国民の声を反映させ、その一層の適正化を図ることを目的とし、全国の地方裁判所と主な地方裁判所支部の所在地にあります。

光町は、千葉地方裁判所八日市場支部内の八日市場検察審査会の管轄となります。

検察審査員は、管内の有権者の中から選ばれ、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査します。

選任方法は、選挙管理委員会が選挙人名簿に基づいて、くじで候補者を選びます。その後、検察審査会事務局において、管内の市町村から選ばれた候補者の中から、裁判官、検察官、市町村職員の立ち会いのうえ、

くじで審査員を選出します。任期は6ヶ月です。

検察官の不起訴処分に不服のとき

裁判所は検察官からの起訴がなければ、犯人（被疑者）を処罰できません。犯罪の被害者や告訴・告発した人で、検察官の不起訴処分に不服があるときは、検察審査会に申し立てができます。

申立て



詳しいことをお知りになりたい方は、選挙管理委員会（☎1211 内線2111）または、八日市場検察審査会事務局（☎300）にお問い合わせください。

「障害者・高齢者の人権110番」開催

千葉県弁護士会では、12月9日の「障害者の日」を中心とした時期に「障害者・高齢者の人権110番」と題した相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

日時 12月9日（火）午後1時～4時
相談方法 臨時電話（043-227-8681）による相談。ただし、前日までに千葉県弁護士会（043-227-8431）に電話で申し込まれた方については面談に応じます（面談の場合は相談無料）。

相談内容 障害者・高齢者に関する人権問題、法律問題全般について弁護士が対応します。

問合せ 弁護士法人房総法律 ☎043-225-1461